

## 今月のトピックス

令和8年1月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

※二次元バーコードで弊社HPへアクセスできます ⇒

【 今月の担当 : 桶谷 】



## 【 労働安全衛生法改正 高齢者安全対策が努力義務に 】

令和8年4月1日より、業種や職種を問わず人材の多様化が進み、労働災害のリスクも広がっているため、誰もが安心して働く環境の整備できるよう、すべての事業者に対し、60歳以上の高年齢労働者に対する労働災害防止措置が「努力義務」として課せられます。

高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理など、必要な措置を講じることをお願いいたします。

具体的な取り組み例として、

- 職場環境の改善:段差の解消、滑りにくい床材・手すりの設置、照明の明るさ調整
- 設備導入:昇降装置、パワーアシストツールなどの補助具
- 作業管理:作業時間・休憩の見直し、複数人作業体制
- 健康管理:定期的な体力測定、健康診断、配置転換 等があります。

## 【 子ども・子育て支援金 徴収開始 】

令和8年4月より、子どもや子育て世帯を社会全体で支えることを目的として、現在の健康保険料に追加して一定の保険料率に基づく金額を徴収することになります。対象者は、健康保険に加入するすべての方が対象となるため、国民健康保険加入者や75歳以上の後期高齢者の方も対象となります。

支援金の用途としては、

- ★児童手当の拡充(所得制限の撤廃、第3子以降の支給額増額等)
- ★妊婦の為の支援給付(妊娠、出産時の10万円相当の給付金)
- ★育児時短就業給付(時短勤務中の賃金の10%支給)
- ★育児期間中の国民年金保険料免除(国民年金1号被保険者のみ該当)
- ★出生後休業支援給付(育児休業給付手取り10割相当)
- ★こども誰でも通園制度(乳児等のための支援給付) 等があります。

徴収は、令和8年4月分(5月納付分)の保険料から徴収することになりますので、ご注意ください。令和10年度まで、年度ごとに保険料率があがっていく予定となっております。

なお、具体的な料率について、協会けんぽでは、1月下旬頃に公表する予定です。  
その他、健康保険組合に関しましては、各健康保険組合のHPより、ご確認ください。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。